

サービス付き高齢者向け住宅事業の 登録基準について

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「規則」という。）第8条及び第9条の規定に係る判断基準は、以下によるものとする。

- 1 規則第8条に規定する「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合」の取扱いは、各居住部分の床面積の合計及び入居する高齢者が共同して利用する居間、食堂、台所その他の住宅部分の床面積の合計が、居住部分の全戸数に25㎡を乗じて算出された床面積以上ある場合とする。ただし、床面積が25㎡を超える各居住部分は、算定から除外する。
- 2 規則第9条に規定する「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とは、次の要件を全て満たしていることとする。
 - (1) 台所
居室のある階ごとに、入居者が共同利用できる調理施設（コンロ、シンク及び調理台を備えたもの）を2組以上（登録事業者が食事サービスを提供するものに限っては1組以上）備えていること。
 - (2) 収納設備
施錠可能な個別の収納設備を戸数と同数以上備えていること。
 - (3) 浴室
次の要件を全て満たしていること。
 - ア 男女別かつ戸数10戸につき1人分（10戸以下の場合は2人分）以上の浴室を備えていること。
 - イ 居室のある階ごとに浴室を備えていること。ただし、居室のある階ごとに浴室を備えていない場合は、居室のある階から浴室のある階まで移動できる高齢者に配慮したエレベーターを備えていること。なお、デイサービスが同一建物内に併設されており、その浴室をデイサービスの時間外に利用できるものは、1人分の浴室を備えているものとみなす。